

## 邑南町子ども条例逐条解説

### (前文)

すべての子どもは、新しい価値を自ら創り出し、新たな時代を切り拓くための大いなる可能性を秘めています。平和な社会やジェンダー平等の社会、地球環境への配慮などが望まれており、時代の変化に対応していくためにも、邑南町の子どもが主体的に判断し、行動し、心豊かな人間性や生きる力を身に付けた大人に育つことが町の願いです。

児童の権利に関する条約の理念では、生命・生存・発達に対する権利、子どもの最善の利益の確保、子どもの意見の尊重及び差別の禁止を原則としています。そして、生きる権利や育つ権利、守られる権利、参加する権利が謳われています。

子どもは社会の一員として自分の意見を自由に表明することができます。大人が「地域の宝」である子どもの声を聴き、しっかりと向き合い、意見を大切にすることで、子どもは愛情と信頼を実感し、自分自身を大切にする気持ちが育まれ、他の人も大切にすることができるようになります。子どもが安心し、健やかに伸び伸びと成長するためには、大人が子どもの視点に立ち、寄り添い、対話し、互いに学び育ち、子どもと大人が信頼関係を築きながら、共に暮らしやすいまちづくりを進める必要があります。

邑南町は町民と協働し、一人ひとりが役割と主体性を持ち、そして互いにつながりを深めながら、子どもが将来への希望を持ち、誰ひとり取り残されることなく幸福に暮らすことができる環境を地域総がかりでつくることを目指し、この条例を制定します。

### 【解説】

- ・すべての子どもは「地域の宝」であるとともに未来を担う存在です。
- ・現代は、テクノロジーの発展やグローバル化が進み、また、新型コロナウイルスのパンデミックや気候変動が起こるなど、将来の予測が困難な時代です。町は、子どもたちが社会が変化しようとも幸せに生きていくことができる力を身に付けた大人になることを願っています。
- ・児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）では、「命を守られ成長できること」、「子どもにとって最もよいこと」、「意見を表明し参加できること」、「差別のないこと」を4つの原則としています。子どもたちが意見を言い、その意見をしっかりと受け止めることが、子どもの自己肯定感を高め、他人のことも大切にできる心豊かな人間性を育み、そうして育った大人が次の世代を育むことにつながると考えます。
- ・時代が変化し、子どもを取り巻く環境が変わる中で、大人もこれまでの価値観にとらわれず、今の子どもの視点に立って共に学び、信頼関係を築きながら子どもも大人も暮らしやすい町を作っていくことで子どもが安心して育つことができる町になると考えられます。

・ 邑南町は協働のまちづくりを基本原則としています。子どもが将来への希望を持って、誰ひとり取り残されることなく幸せに暮らすことができる環境をつくるためにも、一人ひとりが役割と主体性を持つことが大切です。また、お互いがつながりを深めることでさらに高い効果を生み出す地域総がかりで子どもが育つ環境づくりを目標としています。

#### (目的)

第1条 この条例は、子どもの自己形成のために必要な社会環境をつくる基本理念を定め、すべての子どもが心身ともに健康で心豊かに暮らせるまちづくりを進めることを目的とする。

#### 【解説】

- ・ 将来の社会を担う子どもが育つ環境は、子どもの自己形成に大きな影響を与えます。
- ・ 邑南町で育つ子どもが心も身体も健康で多様な価値に接し、精神的な豊かさを持ち、生活を楽しめる、子どもにやさしいまちづくりの基本理念を定めます。

#### (定義)

第2条 この条例において、各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 18歳未満の者をいう。なお、子どもに関する施策の実施に当たっては、次条の基本理念の実現を図る観点から、必要に応じて施策の対象とする範囲を定めるものとする。

(2) 保護者 親及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める里親その他の親に代わり子どもを養育する者をいう。

(3) 学校保育福祉施設等関係者 学校、教育支援センター、保育所その他児童福祉施設など子どもの教育、保育または療育に関わる施設の関係者をいう。

(4) 医療機関 町内にある病院、診療所、歯科診療所及び調剤を実施する薬局をいう。

(5) 町民 町内に在住、在勤又は在学する個人のことをいう。

(6) 事業者 町内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。

#### 【解説】

・ 子どもの権利条約の規定と同様に18歳未満を子どもとして定義しています。ただし、高校生のように18歳を超える方もいるため、施策として必要に応じて対象の範囲を決定します。

・ 学校保育福祉施設等関係者は、学校や保育所のほかに教育支援センターや放課後児童クラブ、また療育系サービスを行う事業所など子どもに関わる施設の関係者のことを言

います。

#### (基本理念)

第3条 町と保護者、学校保育福祉施設等関係者、医療機関、町民及び事業者は、子どもの権利を保障し、子どもが主体的に判断し、行動し、心豊かな人間性や生きる力を身に付けられ、安心して育つことができるよう地域全体で子どもを育む環境を整備する。

#### 【解説】

- ・前文に示した子どもの権利条約の原則や子どもの大切な権利（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）を保障し、子どもを育む環境として整備します。
- ・医療、教育、生活への支援などを整備し、生命・生存・発達に対する権利（命を守られ成長できること）を保障します。
- ・子どもに関することが決められ行われるときは、子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）を第一に考えます。
- ・子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人は子どもの発達に応じて子どもの意見を尊重（意見を表明でき参加できること）します。
- ・子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されない社会（差別の禁止）を保障します。
- ・また、子どもが社会的に自立していくためには、自律心、協調性、思いやりや感受性、基礎的な知識など、変化の激しいこれからの社会を生きる力を身に付ける必要があります。
- ・そのためにも、子どもが安心して育つことができる環境を地域全体でつくることを理念として定めています。

#### (町の役割)

第4条 町は、基本理念に基づき、子どもに関する総合的な施策を策定し、実施するものとする。

2 町は、子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じなければならない。

3 町は、子どもの権利に関して、子ども、保護者、学校保育福祉施設等関係者、町民及び事業者の理解を深めるための普及及び啓発に努める。

#### 【解説】

- ・基本理念に基づいた政策を実行するために、総合的な施策を策定し実施していきます。
- ・町は、子どもに関する施策に必要な予算を確保し、施策を実施していきます。

- ・子どもの権利を守り、尊重するためには、権利の主体である子どもをはじめ町全体が理解することが不可欠です。
- ・そのために、町は子どもの権利の普及・啓発に努めます。

#### (保護者の役割)

第5条 保護者は、家庭が子どもの人格を形成するうえで非常に大きな役割を果たしていることを理解し、心身ともに安らぐことができる家庭環境をつくり、年齢及び成長に応じ、その育ちを支える。

#### 【解説】

- ・家庭や保護者は子どもにとって最も身近な存在で、その存在は子どもに大きな影響を与える育ちの基盤です。
- ・家庭が子どもの第一の居場所として、安心できる環境であることが大切です。
- ・保護者が家庭における子育ての役割を果たすだけでなく、保護者自身も子育てを楽しみ、子育ての喜びを感じられる環境を地域社会全体でつくっていく必要があります。

#### (学校保育福祉施設等関係者の役割)

第6条 学校保育福祉施設等関係者は、学校保育福祉施設等が子どもの豊かな人間性と多様な能力を育むための重要な場であることを認識し、子どもが主体的に学び、育つことができるよう、必要な支援を行う。また、それぞれの子育ちの環境に応じて保護者を支援する。

2 学校保育福祉施設等関係者は、保護者や町民に積極的に情報を提供し、その運営について意見を聴き、協力を受けるなど開かれた施設等の運営に努める。

#### 【解説】

- ・学校保育福祉施設等は、子どもが豊かな人間性や多様な能力を身に付けるための大切な場所です。
- ・学校保育福祉施設等の関係者は、子どもの主体的な学びや育ちを支えることが求められます。
- ・子どもが育つ環境（子育ち環境）に応じて、保護者が子育てをしやすい環境になるよう情報提供を行うなど、保護者を支える役割があります。
- ・子どもたちが社会と関わっていくためには、社会と連携・協力した施設等の運営が求められます。そのため、学校保育福祉施設等の関係者は、保護者や町民へ積極的な情報提供に取り組みます。

(医療機関の役割)

第7条 医療機関は、相互に連携して子どもが必要とする医療を安心して受けられるよう医療体制の確保に努める。

【解説】

・妊娠前や妊娠期、周産期から切れ目のない支援体制を構築し、小児・思春期を通じた親と子の心と身体健康づくりを推進します。

(町民の役割)

第8条 町民は、地域社会が子どもの社会性及び豊かな人間性を育む場であること並びに自らの日々の生活や仕事の営みが子どもの育つ環境をつくりだしていることを認識し、子どもが安心して過ごし、学び、挑戦することができる環境づくりに努める。

2 町民は、培われてきた伝統的文化や暮らしを子どもに伝えるとともに、社会の変化や新しい文化を理解し、子どもと共に学び、育ち、新たな地域文化を創り上げるよう努める。

3 町民は、次世代へ豊かな自然を残すために、自然環境に配慮した行動に努める。

【解説】

・地域は、子どもの生活と密接な関係にあり、地域の人々との関わりは子どもの社会性や豊かな人間性を育む場です。

・子どもは大人の姿を見て育ちます。大人は、日々の生活や仕事が生かされる育つ環境を作っていることを認識することが求められます。

・失敗経験から得られることはたくさんあります。地域が見守り、支えることは子どもが安心して色々なことを学び、チャレンジするためにとっても大切なことです。

・先人たちから伝えられてきた文化や暮らしを伝承するとともに、時代とともに変わる文化や社会を理解し、子どもと大人が協働して新たな地域文化を創っていくことが将来にわたっての文化伝承につながると考えられます。

・今の子どもや将来生まれ育つ子どもに豊かな自然環境を残すための取り組みは、将来世代の問題ではありません。将来世代に豊かな環境を残すために、今を生きる世代が自分たちの問題として自然環境に配慮した行動に取り組みます。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、子どもが健やかに育つ環境づくりにおいて大切な役割を担っていることを認識し、学校保育福祉施設等が行う職場体験学習など、子どもの社会的自立に向けた取り組みに協力するよう努める。

2 事業者は、子どもを養育する従業員が子育てと仕事が両立できる環境づくりに配慮するよう努める。

【解説】

- ・事業活動は、自然環境や社会環境など子どもが育つ環境づくりに大切な役割を担っています。
- ・学校保育福祉施設等が実施する職場体験学習など、子どもが将来の社会的自立に向けてキャリアを形成するための取り組みへの協力が求められます。
- ・核家族化が進行し、子育てに掛けられる時間や体力が縮小するなかで、家庭環境が充実するためには子育て世代が働く職場の理解、協力を欠かすことができません。
- ・保護者が安心して子育てに取り組むことができるよう、子育てと仕事を両立できる環境づくりに取り組みます。

(地域の子育ち環境の向上)

第10条 保護者、学校保育福祉施設等関係者、医療機関、町民、事業者そして地域は、基本理念に基づき、相互のつながりを深め、地域社会における子育ち環境の向上を図るものとし、町はそれを奨励し、支援する。

【解説】

- ・「子育ち」とは、『子どもが自ら成長しようとする力を持っており、周囲はそれをサポートする』という考え方です。
- ・町民、保護者、学校保育福祉施設等関係者、医療機関、事業者がそれぞれ役割を果たすとともに、お互いに連携をとりながら、子どもが自ら成長しようとする力が十分に発揮できる環境づくりを進めていくことが求められます。また、子どもが普段と異なる様子を察知し、連携して早期対応につなげます。
- ・町は地域の子育ち環境が良くなるための取り組みを推進しやすいように支援します。

(子どもの安全安心の確保)

第11条 町と保護者、学校保育福祉施設等関係者、医療機関、町民、事業者そして地域は、子どもを犯罪や事故から守るため、安全と安心の確保に努める。

【解説】

- ・子どもたちが犯罪や事故に巻き込まれないよう、安全で安心な環境づくりをする必要があります。
- ・通学路の整備や見守り活動、子どもたちが自分を守る力を高める取り組みを行うなど、子どもの安全と安心の確保に取り組みます。

(子どもの居場所づくり)

第12条 町と保護者、学校保育福祉施設等関係者、医療機関、町民、事業者そして地域は、子どもが安心して過ごし、自分らしくいられ、信頼できる人間関係をつくり合うことができる居場所づくりに努める。

2 町は、子どもの多様な居場所についての考え方の普及、居場所の確保の充実に努める。

【解説】

- ・子どもにとっては、家庭、学校、保育所など子どもが主に生活する範囲だけでなく、地域、習い事、スポーツ少年団、部活動など広い範囲が居場所となると考えられます。
- ・子どもが自分らしくいられ、子ども同士だけでなく大人とも信頼できる人間関係をつくり合うことが子どもの安心感につながります。
- ・家庭や学校などの物理的な居場所だけでなく、あいさつや気兼ねなく話ができる人間関係など心理的なものも子どもが安心して過ごせる広い意味での居場所です。
- ・多様な居場所の考え方が理解されることや様々な居場所が確保の充実に取り組みます。

(子どもの社会参加)

第13条 町と保護者、学校保育福祉施設等関係者、医療機関、町民、事業者そして地域は、子どもが社会の一員であることを自覚することができるよう、年齢及び一人ひとりの発達段階に応じ、社会参加の機会が保障される環境づくりに努める。

2 町は、まちづくりに関し子どもが意見を表明することができ、意見が反映される機会の確保に努める。

【解説】

- ・子どもは社会の一員であり、そのことが自覚できるよう、発達に応じて社会活動への参加機会が保障される環境をつくっていくことが大切です。
- ・社会参加の機会を確保するためにも、子どもが利用しやすい移動手段の整備など、誰もが社会参加しやすい環境づくりを推進します。
- ・子どもが意見を表明することは大切な権利の一つです。
- ・まちづくりとは「町民が安心して安全に暮らせ、心豊かに生活できる環境をつくるための取り組み」のことを言います。
- ・子どもが自ら考え、まちづくりに参加するために、子どもが意見を表明する機会の確保に取り組みます。
- ・地域においても、まちづくり基本条例に規定される子どもたちの意見が反映されるコミュニティづくりに努めることが求められます。

・子どもの意見は尊重されなければなりません、子どもの主張する意見すべてが認められるわけではなく、子どもの最善の利益を考慮したうえで判断をする必要があります。

#### (子どもの学び、自己実現)

第14条 町と保護者、学校保育福祉施設等関係者、医療機関、町民、事業者そして地域は、子どもの学ぶ意欲と学ぶ権利を尊重し、一人ひとりの個性に寄り添い、自立性や主体性を育む環境づくりに努める。

2 町は、将来の夢や進路を実現するために、子どもが将来を考える機会を確保するよう努める。

#### 【解説】

・「学ぶこと」は、成長・発達する過程にある子どもにとって、保障されなければならない大切な権利の一つです。

・「学び」は勉強だけではなく、スポーツ活動や文化活動、またそれらを通じた人との関わりなど様々な場面から得られるもので、多様な学ぶ機会の充実が求められます。

・子ども自身がお互いに学び合うことも大切であり、互いに尊重することを学ぶ機会の充実に取り組みます。

・子どもたちにはそれぞれの個性があり、一人ひとりの学びたい気持ちや学ぶ権利が保障される環境づくりに取り組みます。

・子どもが将来への夢を持ち、「世界へも羽ばたける力」を身に付けるためには、様々な大人や仕事に触れる機会づくりに取り組みます。

・様々な大人との関わりや職場体験といったロールモデル（将来へのお手本や目標にする存在）に触れる機会を確保し、自己実現や職業選択など、自分の将来を考える機会の確保に努めます。

#### (子どもの成長の支援)

第15条 町と保護者、学校保育福祉施設等関係者、医療機関、町民、事業者そして地域は、子どもが自然と関わりながら育つことができるための遊び及び体験の場づくりに努める。

2 町は、子どもの健やかな成長を支援するため、その健康の確保及び増進に関する施策等の充実を図るものとする。

3 町は、子どもの自主的な活動や町民の子どもに関する活動を奨励し、支援することができる。



## 【解説】

- ・自然体験は子どもの健やかな成長を促します。ふるさとの山や川など自然に囲まれた環境を活かし、生き物や草花に触れる遊びや体験活動が十分にできる環境づくりに取り組みます。
- ・すべての子どもは健康で文化的な生活を送る権利を有しており、町はその実現のために必要な施策を整備し、子どもの健康の確保及び増進に関する施策等の充実を図ります。
- ・一人ひとりが子どもに安心して向き合える環境づくりに重点を置き、小児医療の充実に取り組みます。
- ・町は、子どもが自ら進んで取り組む活動や子どもの育成に関わる地域住民の活動に対し支援をすることができます。

## (子育て支援)

第16条 町は、子どもや子育てに関する相談体制の充実を図り、それぞれの環境や状況に応じ、子どもの最善の利益が考慮されるための横断的な支援に努める。

## 【解説】

- ・子どもの育ちの支援や保護者等の子育てへの不安や悩みに関する相談しやすい環境をつくり、相談体制の充実を図ります。
- ・子どもにとって最も良いことが考慮されるように、それぞれの環境や状況に応じ、横断的な支援に取り組んでいきます。

## (救済)

第17条 町は、子どもが人権侵害その他の不利益を受けた場合、救済のために必要な措置を講じなければならない。

## 【解説】

- ・子どもが人権侵害や子どもの権利の侵害などの不利益を被った場合は、迅速に対応し、救済を図ります。
- ・児童虐待の防止には、「児童虐待防止等に関する法律」や「子供虐待対応の手引き」等に基づき対応します。
- ・児童虐待から子どもを守るために、地域協議会を中心に、定期的に関係機関が情報共有しており、適切な連携の下で早期発見・早期対応に取り組みます。また、虐待の未然防止のために、子育ての不安感や負担感の軽減に向けた取り組みを行います。
- ・いじめ防止等には「いじめ防止対策推進法」や「いじめ防止基本方針」に基づき対応します。

・いじめ防止対策推進法では、いじめの定義を「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」としており、そのとらえ方は人によってさまざま、「いじめは、どの子どもにも起こりうるものであり、誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得るものである」ということを忘れてはなりません。

・子どもの人権を守るために、いじめについても未然防止、早期発見が一番の救済と考え、子どもの変化に気づくことができるよう子どもを見守る環境を整備します。

※要保護児童（保護者に監護させることが不相当と認められる児童、保護者のない児童）

#### （推進体制）

第18条 町は、保護者、学校保育福祉施設等関係者、医療機関、町民及び事業者が協働して子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めるため、総合的な推進体制を整備する。

#### 【解説】

・町は子どもに関わる施策推進にあたって、庁内横断して調整を図ることができるよう連携を強化して取り組みを進めていきます。

#### （条例の見直し）

第19条 この条例は、邑南町の子ども自己形成のために必要な社会環境をつくる基本理念のもとに、保護者、学校保育福祉施設等関係者、医療機関、町民、事業者の役割と施策の基本となる事項について取り決めたものであり、今後の社会情勢の変化等により改正する必要が生じた場合は、速やかに検討を行い、この町にふさわしい条例となるよう町民の意見を反映しながら見直しを行っていくものとする。

#### 【解説】

・この条例は、社会情勢や子どもを取り巻く環境の変化により改正する必要が生じた場合には、見直しをします。

・また、見直しのほかにこの条例に沿った調整が運営されているかどうかを検証します。